

大阪府立少年自然の家指定管理者募集要項

平成 27 年 8 月

(9月 10 日修正版)

大阪府

目次

1 施設の概要	1
（1）名称	1
（2）所在地	1
（3）アクセス	1
（4）施設の開館	1
（5）施設の規模	1
（6）施設の内容	1
（7）利用状況	1
2 指定管理者選定の目的及び管理運営方針	1
（1）指定管理者選定の目的	1
（2）管理運営方針	1
3 指定予定期間	2
4 指定管理者が実施する業務	2
（1）管理運営業務	2
（2）自主事業の実施	3
（3）管理運営業務及び自主事業等に係る提案	3
（4）利用料金に係る規定の整備	3
（5）指定管理者に委任する権限	3
（6）管理運営に当たって遵守すべき事項	3
（7）指定管理者と府の責任分担	4
（8）施設賠償保険の加入	4
5 指定管理者の収入及び納付金並びに会計区分	5
（1）指定管理者の収入及び納付金	5
（2）会計の区分及び管理口座	5
6 申請者の資格	5
7 申請の手続き	7
（1）スケジュール	7
（2）募集要項等の配付、説明会、申請の受付等	7
（3）申請書類	9
（4）提出部数	10

(5) 複数の法人等がグループを構成して申請する場合	10
(6) 申請書類の注意事項	11
(7) 申請上の注意事項	11
(8) 事業計画等の説明（プレゼンテーション）	11
8 指定管理者の選定	11
(1) 選定方針	11
(2) 審査方法	11
(3) 最優先交渉権者の選定	12
(4) 指定管理候補者の選定	12
(5) 審査結果	12
9 指定及び契約の締結	12
(1) 指定管理者の指定	12
(2) 契約の締結	13
(3) 業務の引継ぎ	13
(4) 次回の公募	14
10 点検・評価の実施	14
【別紙】	
1 施設の内容	15
2 利用・運営状況	16
3 利用料金等	20
4 府の公の施設の指定管理者として果たしていただく責務	21
5 施設の効用を最大限発揮するための方策	24
6 リスク分担表	26
7 審査基準	27
8 審査細目	30
9 指定管理運営業務評価票（案）	31

大阪府立少年自然の家指定管理者募集要項

1 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 大阪府立少年自然の家 |
| (2) 所在地 | 大阪府貝塚市木積字秋山長尾 3350 |
| (3) アクセス | 南海本線「貝塚」駅乗り換え、水間鉄道「水間観音」駅下車
は～もに～ばす（コミュニティバス）「少年自然の家」下車約 450m
で本館棟前 |
| (4) 施設の開館 | 昭和 60 年 6 月 （※平成 6 年 研修棟を増設） |
| (5) 施設の規模 | 敷地面積 255,093 m ²
建物延面積 9,071.97 m ²
建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建一部地階
宿泊定員 宿泊棟：約 400 人 テント：約 200 人 |
| (6) 施設の内容 | 別紙 1 「施設の内容」のとおり |
| (7) 利用状況 | 別紙 2 「参考資料」のとおり |

2 指定管理者選定の目的及び管理運営方針

(1) 指定管理者選定の目的

大阪府立少年自然の家（以下「自然の家」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び大阪府立少年自然の家条例（昭和 60 年大阪府条例第 5 号）（以下「自然の家条例」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 18 年度から指定管理者制度により管理運営を行い、施設の効果的、効率的な管理運営及び府民サービスをの向上を図ってきました。

このたび、今年度末で第 2 期指定管理期間が終了することに伴い、更なる利用促進及びサービスの向上等を目指し、第 3 期の指定管理者を公募します。

(2) 管理運営方針

自然の家は、和泉山地の豊かな自然に恵まれた環境に立地する社会教育施設で、小中学校の児童・生徒や地域の子ども会などの団体を中心に、宿泊を伴う団体生活及び野外活動の機会を提供すると同時に、利用目的・活動内容に応じたプログラムの開発や適切な指導、また、地域や家庭の教育力向上といった課題に対し先導的な事業も実施しています。

このように、自然の家は、小中学生から大人まで幅広い年齢層の人々に親しまれていますが、学校団体の利用が多い春から秋にかけての期間と比べ、冬期における利用率が低いことが課題となっています。今後、大都市近郊という立地条件を活かし、より多様な利用者層のニーズに対応できるよう施設の魅力アップを図り、さらなる利用促進、サービスの向上に取り組んでいく必要があります。ついては、次期指定管理者には、次の内容を理解の上、遵守していただきます。

① 管理運営方針として特に留意していただきたい項目

- ア 施設の設置目的である、心身ともに健全な少年の育成
- イ 設置目的に沿った自主事業の積極的な展開
- ウ 安全・安心を基本コンセプトとした施設運営

エ 施設・設備の改修等施設サービスの向上、及びイベント企画や広報等ソフト面のサービスの向上による利用者数の増加（特に 11 月から 2 月の閑散期における利用者数の増加）
オ 大阪府（以下「府」という。）の施策、事業に対する協力

② 休所日

大阪府立少年自然の家条例施行規則（昭和 60 年大阪府教育委員会規則第 1 号）（以下「自然の家条例施行規則」という。）に定める休所日は以下のとおりです。

ア 毎月の第 2 月曜日及び第 4 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日）

イ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで

ただし、あらかじめ府に申請し、その承認が得られれば、休所日の変更又は、休所日を臨時に開所することができます。

③ 利用料金（別紙 3「利用料金等」参照）

法第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに自然の家条例第 12 条第 1 項の規定により、自然の家の利用料金については、指定管理者が収受できます。

利用料金の額は、指定管理者が、自然の家条例で定める金額の範囲内で定めるものとします。また、この場合において、指定管理者はあらかじめ利用料金の額について府の承認を受ける必要があります。また、額を変更する場合も同様とします。

なお、消費税率の改定に伴い、利用料金の上限額を改定する予定です。

④ その他

ア 管理運営に係る事業年度

府の会計年度は毎年 4 月から翌年 3 月までです。管理運営に係る事業年度は府の会計年度と同じ、毎年 4 月から翌年 3 月までの期間としていただきます。

イ 府の公の施設の指定管理者として果たしていただく責務

指定管理者には、別紙 4「府の公の施設の指定管理者として果たしていただく責務」に記載の取組みを実施していただきます。

3 指定予定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日（10 年間）

指定管理期間は、大阪府議会の議決後、府が指定した日に確定するものとします。

ただし、自然の家条例第 11 条に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

4 指定管理者が実施する業務

（1）管理運営業務

指定管理者には①から⑤までの業務を実施していただきます。指定管理者となった場合、平成 27 年度中に現指定管理者が受けた施設利用申し込みについては、申込み時と同一条件での利用を保証するとともに、前納等の前受金があった場合は、現指定管理者から引き継ぐこととなります。

（利用しようとする日の 1 年前から申込みを受け付けています。）

① 自然の家の利用に関する業務（利用承認・取り消し・その他）

② 自然の家の利用者に対する指導、助言及び研修に関する業務

- ③ 府主催プログラムの実施に関する業務
- ④ 施設の維持、補修及び施設サービスの向上に関する業務
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、管理運営に係る業務

業務内容及び管理運営の水準の詳細は、別添の「大阪府立少年自然の家指定管理運営業務要求水準書」（以下「水準書」という。）を参照してください。

業務内容の全部又は主要な部分を第三者に対して、委任し、又は請け負わせることはできません。業務の一部について再委任又は再請負を行う場合は、あらかじめ書面により府の承認を得ることが必要です。

（２）自主事業の実施

指定管理者は、上記（１）の管理運営業務に加え、設置目的に応じた自主プログラムのほか、設置目的を損なわない範囲で自主的な収益事業を実施することができます。

自主事業に要する経費に、府が支払う委託料をあてることはできません。

（３）管理運営業務及び自主事業等に係る提案

応募時には、事業計画書（様式第２号）、収支計画書（様式第３号）及び管理体制計画書（様式第４号）等に加えて、別紙５「施設の効用を最大限に発揮するための方策」について、ご提案いただきます（様式第２-１号）。これらについては、指定管理期間中、提案内容に沿って誠実に実施していただきます。

（４）利用料金に係る規定の整備

利用料金の納付方法をはじめ、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合に、自然の家条例施行規則第５条、１２条、１３条に基づき、納付時期、減免、還付等について規定を整備してください。

（５）指定管理者に委任する権限

管理運営業務の実施にあたり、自然の家条例第５条に基づき、施設利用の承認の権限並びにその取り消しの権限を府から指定管理者へ委任します。利用の承認及び取り消しに当たっては、大阪府行政手続条例（平成７年大阪府条例第２号）に基づき、公正かつ透明な手続きのもと行っていただきます。

（６）管理運営に当たって遵守すべき事項

① 関係法令等の遵守

府の公の施設である自然の家の管理運営をするにあたり、関係法令、条例、規則及び関連する通知・要領を遵守していただきます。

② 指定の取消し

指定管理者が、管理運営業務又は経理の状況に関する府の指示に従わないとき、自然の家条例第８条第１項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき、府が指定管理者による管理の継続が適当でないと認めるときなど自然の家条例第１１条第１項各号に規定する事項に該当する場合は、指定の取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命

じる場合があります。

③ 事業計画書等の提出

指定管理者は、指定期間中は平成 28 年度以降、毎年 2 月末までに、次年度の事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書を作成し、府に提出していただきます。

④ 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後 30 日以内に、指定管理者の業務に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、府に提出していただきます。また、府が指定する日までに、指定管理者（グループを構成している場合は全ての構成員）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書（以下「財務諸表」という。）を府に提出していただきます。財務諸表の提出にあたっては、公認会計士又は税理士の会計監査結果を併せて提出してください。

ア 業務の実施状況

イ 自然の家の利用状況

ウ 業務に係る経理の状況

エ 従業員及び役員の状況

オ その他府が必要と認める事項

- ・利用者ニーズ（調査結果、利用者の声）に対する対応状況
- ・人権研修等職員研修の実施状況

⑤ その他

自然の家の管理運営の適正化を図るため、府に対して業務や経理に関する資料や報告書などを 4 半期毎に提出していただきます。ただし、水準書に別途期限を定めているものについては、水準書に従い提出していただきます。

指定管理者は、府が管理運営業務について実地調査及び協議を求めた場合は、応じていただきます。

また、本指定管理業務は、大阪府監査委員による監査の対象となっておりますのでご了解ください。

（7）指定管理者と府の責任分担

指定期間中の管理運営業務の実施において生じる、指定管理者と府の責任分担（リスク分担）は、別紙 6 「リスク分担表」のとおりとし、大阪府議会での議決を経た後に締結する契約に明記します。

（8）施設賠償保険の加入

指定管理者は、管理運営業務を開始する日までに、次の内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入してください。なお、保険契約を締結するにあたり、府を追加被保険者としてください。

施設賠償責任保険 対人賠償 1 事故につき：1 億円、1 名につき：1 億円
対物賠償 1 事故につき：500 万円

5 指定管理者の収入及び納付金並びに会計区分

(1) 指定管理者の収入及び納付金

① 指定管理者収入

指定管理者には、府からの指定管理委託料収入、管理運営業務に係る利用料金収入及び自主事業収入を自らの収入として、施設を運営していただきます。

② 指定管理委託料

収支計画書において提案された10年間の指定管理委託料が参考価格(637,915千円)を上回っている場合は、選定審査の対象から除外します。

指定管理委託料の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議の上、支払います。

委託料は、指定管理者の指定に関して大阪府議会の承認を得た後に府と指定管理者との間で契約を締結し、明記します。

③ 納付金

各事業年度の収支実績において、総収入が総支出(別紙5の2の提案により平成32年度までに行う施設設備投資額を含む)を上回った場合は、その1/2の額を府に納付していただきます。

(2) 会計の区分及び管理口座

管理運営業務の実施に当たっては、事業者の実施する他の事業と会計を区分とすることとし、管理口座は、独立した口座を設定してください。

6 申請者の資格

次の要件を満たす会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体(以下「法人等」という。)、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

※ グループによる申請の場合は、グループの代表者となる団体を選定しており、①から③の要件を代表者を含む全ての構成員が満たし、かつ構成員のいずれかが④と⑤の要件を満たしていること。

① 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。

② 府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

③ 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により本府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者

ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

カ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けているもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則（平成 23 年大阪府公安委員会規則第 3 号）第 3 条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

④ 旅館業（下宿営業は除く。）を 3 年以上及び飲食業を 3 年以上適法に営んだ経験を有している者

⑤ 社会教育施設として所長及び専門的職員等必要な職員を配置できる者

◎ 専門的職員の資格要件とは、社会教育主事有資格者（※ 1）又は社会教育関係団体等（※ 2）で 3 年以上の指導経験（※ 3）を有する者をいう。

なお、専門的職員のうち社会教育主事有資格者を最低 2 名は配置するものとする。

※ 1 社会教育主事となる資格は、次のいずれかに該当する者である。（社会教育法第 9 条の 4）
（以下の一号から四号のうちのどれかひとつを充足すれば資格があることになる。）

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事

業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

なお、社会教育法第九条の四第一号で求められるロ・ハの職務及び社会教育法第九条の四第二号で求められる職務についての具体的なことは、平成8年8月28日文部省告示第148号を参照のこと。

※2 社会教育関係団体とは、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団等をさす。

※3 指導経験とは、プログラムの作成及び事業の企画等実地指導をさす。

7 申請の手続き

(1) スケジュール

募集要項の配付開始日	平成27年8月21日（金）午後2時
説明会（現地）の開催	平成27年9月14日（月）午後2時
質問票受付期間	平成27年9月15日（火）～ 平成27年9月25日（金）午後5時
質問に対する回答日時	平成27年10月8日（木）午後5時
申請受付期間	平成27年10月27日（火）、28日（水） 午前10時～午後5時
プレゼンテーション及び第2回選定委員会	平成27年11月中旬
候補者選定結果の通知	平成27年11月下旬

(2) 募集要項等の配付、説明会、申請の受付等

① 募集要項の配付

配付期間	平成27年8月21日（金）～平成27年10月28日（水）
配付時間	午前10時～午後5時（ただし、8月21日は午後2時から午後5時）
配付場所	ア 来庁により受け取る場合 ◇大阪府教育委員会事務局 市町村教育室 地域教育振興課 大阪府庁別館8階（大阪府中央区大手前3丁目2-12） 電話 06-6944-9372 ※土曜日、日曜日及び休日は閉庁日のため募集要項の配付は行っていません。 イ インターネットによる場合 下記のホームページからダウンロードしていただけます。 アドレス： http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/shitei_szn/index.html

② 説明会（現地）の開催

申請を行う場合は、説明会に参加してください。この説明会に参加することを申請の要件とします。共同事業体で応募する場合、構成団体のうち少なくとも一団体が参加していれば要件を満たすものとします。

開催日時	平成27年9月14日（月）午後2時～
開催場所	大阪府立少年自然の家 貝塚市木積字秋山長尾3350 応募説明会の後、現場説明会を実施します。
説明内容	募集要項、業務の基準、施設見学
参加人数	1団体につき、3人以内
申込方法	事前に参加申込書（様式第9号）に必要事項を記入の上、9月11日（金）の午後5時までに下記アドレスに電子メールで提出してください。 大阪府教育委員会事務局 市町村教育室 地域教育振興課 電子メール shi.chosonkyoi.ku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp （メールの題名は、「大阪府立少年自然の家指定管理者応募説明会参加」と入力してください。）

③ 質問の受付と回答方法

受付期間	平成27年9月15日（火）～平成27年9月25日（金）午後5時
受付方法	質問票（様式第10号）を下記アドレスに電子メールで提出してください（電子メール以外では受け付けませんのでご了承ください）。 大阪府教育委員会事務局 市町村教育室 地域教育振興課 電子メール shi.chosonkyoi.ku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp （メールの題名は、「大阪府立少年自然の家指定管理者募集要項質問」と入力してください。）
回答方法	下記回答日時以降に大阪府教育委員会事務局地域教育振興課のホームページに掲載します。 アドレス： http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/shitei_szn/index.html
回答日時	平成27年10月8日（木）午後5時

④ 申請の受付

申請期間	平成27年10月27日（火）、28日（水） 午前10時～午後5時
申請場所	大阪府教育委員会事務局 市町村教育室 地域教育振興課 大阪府庁別館8階（大阪府中央区大手前3丁目2-12） 電話 06-6944-9372
申請方法	持参

(3) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。申請に係る経費は、申請者の負担となります。

① 指定管理者指定申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

「事業計画書」には、管理運営業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、様式に記載されている下記の項目について記入してください。

ア 平等利用が確保されるような適切な管理を行うための方策

イ 適正な管理の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項

ウ 管理に係る経費の削減に関する方策

エ 府施策との整合

オ その他管理に関して必要な事項

③ 施設の効用を最大限発揮するための方策（様式第2-1号）

④ 収支計画書（様式第3号）

平成28年度から平成37年度までの各年度につき、収支計画を記載してください。

なお、平成29年度以降については、消費税率を10%として積算してください。

⑤ 管理体制計画書（様式第4号）

⑥ 法人等の概要を示す書類

ア 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

イ 法人にあつては、登記簿の謄本

ウ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書

エ 法人等の事業の概要を記載した書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売り上げ高等を記載した書類)

カ 最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。)

キ 平成27年度の事業計画書及び収支予算書

⑦ 納税証明書

ア 府税(全税目)に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書

イ 最近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

⑧ 施設の管理運営を行う上で必要な証明の写し

ア 宿泊施設(下宿営業を除く)の管理運営経験を証明するもの

イ 飲食業の営業許可書

ウ 直近年度の食品衛生監視票

エ 所長配置予定者の履歴書

オ 社会教育主事有資格者(配置予定者)の資格取得証明書

カ 専門的職員(社会教育主事有資格者を含む配置予定者)の履歴書

⑨ 障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書(様式第5号)

(公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者50人以上の事業主)

⑩ 公共職業安定所長に提出している障がい者雇用状況報告書の写し

(公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者50人以上の事業主)

- ⑪ 障がい者雇用状況報告書(常用雇用労働者50人未満の事業主用) (様式第6号)
(公共職業安定所長に障がい者雇用状況報告書の提出義務のない常用雇用労働者50人未満の事業主)
- ⑫ 指定の申請に関する意思決定を証する書類
申請する法人等の内部の意思決定を証する書類(理事会の議決書等)
- ⑬ 印鑑証明書(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの)
- ⑭ その他(複数の法人等がグループ構成で応募する場合)
 - ア グループ構成員届出書(様式第7号)
 - イ 委任状(様式第8号)

(4) 提出部数

次表に掲げる書類等を正1部、副2部(副は複写可)の計3部及び全ての様式の電子データ(ワード又はエクセルデータ及びPDF化したファイル)をCD-ROMに複製し提出してください。副本については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング(黒塗り)のうえ、提出してください。事業者名等が判別できると判断した場合は、補正を求め、または府で黒塗りする場合があります。

(提出書類一覧)別添「様式集」

	様式
指定管理者指定申請書	様式第1号
事業計画書	様式第2号
事業計画書別紙	様式第2-1号
収支計画書	様式第3号
管理体制計画書	様式第4号
障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書	様式第5号
障がい者雇用状況報告書	様式第6号
グループ構成員届出書(グループを構成して申請する場合のみ)	様式第7号
委任状(グループを構成して申請する場合のみ)	様式第8号

(5) 複数の法人等がグループを構成して申請する場合

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者となる法人を選定し、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、(3)⑥「法人等の概要を示す書類」から⑬「印鑑証明書」までの書類(⑧「施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し」を除く)は、すべての事業者について提出するとともに、「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

なお、単独で申請した法人等は、グループの構成員となって申請することはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることもできません。

申請書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

(6) 申請書類の注意事項

- ① 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ② 申請書類が不足している場合は、申請を受け付けない場合があります。また、申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ③ 申請1団体（グループ）につき、事業計画書等の提出は1組とします。複数の提案はできません。
- ④ 申請者は、申請団体名の公表について、あらかじめ了知の上、申請してください。
- ⑤ 申請期限後の申請書類の再申請及び差替えによる提案内容の変更は原則として認めません。
- ⑥ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表など府が必要と認める場合には、府は申請書類の内容を申請者の許可なく無償で使用できるものとします。
- ⑦ 府又は大阪府立少年自然の家指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の求めに応じて、追加資料を求めることがあります。
- ⑧ 申請書類の作成、申請等に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。
- ⑨ 申請者は、書類を提出後、申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(7) 申請上の注意事項

- ① 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 申請書類は大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に定めるところにより、公開される場合があります。

(8) 事業計画等の説明（プレゼンテーション）

申請者には、選定委員会において提案があった事業計画（自主事業を含む。）についての説明をしていただきます。なお、事業提案の説明は、申請者を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

8 指定管理者の選定

(1) 選定方針

自然の家指定管理者には、自然の家条例第8条の規定に基づき、最も適正かつ確実に行うことができる者と認められる者を選定します。

(2) 審査方法

選定委員会が、審査基準（別紙7）及び審査細目（別紙8）に基づいて、提出された書類及びプレゼンテーションを審査し、最優先交渉権者と次点者を選定します。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 6に定める申請者の資格を満たしていないことが判明した場合。
- ② 同一の法人が、複数の申請を行った場合又は複数のグループの構成員となり申請を行った場合
- ③ 提出書類に著しい不備があった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- ⑥ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合

- ⑦ 提案された10年間の指定管理委託料の総額が参考価格を上回っている場合
- ⑧ 以下の不正行為があった場合
 - ア 他の申請者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - イ 契約候補者の選定の前に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること
 - ウ 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 最優先交渉権者の選定

選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い申請者を最優先交渉権者とします。ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、審査基準（別紙7）におけるⅠからⅤの5つの「評価方針」について、いずれかが無得点（0点）の場合は、総合力に劣るものとして、選定されません。

複数の申請者の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い申請者を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

(4) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定します。

なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

(5) 審査結果

府は、選定委員会の審査結果について申請者に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。申請者が2者であった場合、評価点に関する情報については、以下②は公表し、③は公表しないこととします。ただし、次点者を設ける場合については、③を公表します。また、申請者が3者で次点者を設ける場合については、以下②及び次点者とその評価点（提案金額を含む）は公表し、③は公表しないこととします。

- ① 全申請者の名称 ※申込順
- ② 指定管理候補者と評価点（提案金額を含む。）
- ③ 全申請者の評価点 ※得点順（委員ごとの点数を含む。）
- ④ 指定管理候補者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名
- ⑥ 委員選定の考え方
- ⑦ その他

9 指定及び契約の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、府議会での議決を経た後に府が指定管理者として指定し、その旨を府が公告します。

※ 指定管理者として指定された事業主は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成21年大阪府条例第84号）第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組をしていただく必要があります。詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターにお問い合わせください。

大阪府障がい者雇用促進センター

大阪府中央区北浜東3-14 エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館11階

電話 06-6360-9077・9078

（2）契約の締結

府と指定管理候補者が協議を行った上で、下記項目について、平成28年度から平成37年度まで、契約を締結します。

・業務名称	・個人情報の保護
・履行場所	・情報公開
・指定管理期間	・人権研修の実施
・契約金額	・不服申し立て等の取扱い
・総則	・原状回復
・指定期間	・指定取り消し
・基本的な業務の範囲	・暴力団等の排除
・緊急時対応	・損害の賠償
・業務が継続できないおそれが生じた場合の対応	・再委託の禁止等
・事業計画書等の提出	・不当な要求に係る報告等
・委託料の金額	・施設等の利用
・委託料の支払い	・地位及び権利義務等の継承の禁止
・府への納付金・納付方法の取扱い	・著作権の帰属
・事業報告書等の提出	・重要事項の変更の届出
・備品等の費用負担	・書類の提出
・リスク負担	・業務の引継ぎ
・賠償責任保険	・所轄裁判所
	・協議

（3）業務の引継ぎ

- ① 平成28年度からの管理運営が円滑に開始できるよう、現指定管理者と必要な引継ぎを行うことを求めるものとします。引継ぎに要する費用は、すべて、指定管理候補者の負担とします。また、現指定管理者と同様の守秘義務が課せられます。
- ② 当該施設で清掃業務に従事している知的障がい者が引き続き就業を希望する場合は、その意向を尊重し円滑に就業されるよう、府やその他関係者も含めた調整に努めてください。

(4) 次回の公募

次回の指定管理者公募について、手続きを進める際、指定管理者には、公募に必要な資料の提供や現場説明の実施等に関して協力していただきます。

10 点検・評価の実施

大阪府では、府と指定管理者が、毎年度指定管理業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげていくため、全ての指定管理者制度導入施設において、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、施設運営の具体的な改善に反映させています。

少年自然の家にかかる評価においても、評価項目ごとに、**S**（優良）、**A**（良好）、**B**（ほぼ良好）、**C**（要改善）の4段階で行います。

なお、次の要件に該当し、指導・助言しても改善の見込みがないと判断する場合、自然の家条例第11条第1項各号に該当するものとして、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

①別紙5の2による施設設備の投資について計画通りに完了していない場合

②別紙9「指定管理運営業務評価票（案）」の評価票（案）において「**C**（要改善）」が2つ以上ある場合

【参考：大阪府指定管理者制度導入施設の平成25年度点検評価結果】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/sitei/h25tenken.html>

施設の内容

1 建築延床面積内訳

管理棟	4,052.53	m ²
宿泊棟	2,904.82	m ²
体育館棟	655.65	m ²
野外炊飯場棟	179.56	m ²
いろりの館	253.50	m ²
展望台	12.96	m ²
その他	1,002.95	m ²
計	9,071.97	m ²

2 主な施設

屋内

施設名	定員
宿泊室 (50室 : 各室8名)	400
大研修室	100
中研修室	70
小研修室	40
オリエンテーションホール	200
いろりの館 (2階建)	各50
大浴室場	50
中浴室場	30
小浴室場	2~3
体育館	—

屋外

施設名	備考
野外炊飯場	3ヶ所。雨天時も使用可能。定員は約600人。
多目的広場	2,500 m ² 。テント泊はこの場所で行う。
キャンプファイアー場	7ヶ所。
屋根付きキャンプファイアー場	1ヶ所。
ハイキングコース・展望台	展望台まで3コース。片道約45分。
野外ステージ	階段状の席は約400人収容可能。
つどいの広場	朝礼、全体集合場所等に使用。
アスレチック	2ヶ所。

利用・運営状況

1 利用者数

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日帰り	39,554	39,529	42,302
宿泊	53,940	53,229	54,902
合計	93,494	92,758	97,204

2 利用者の内訳

(単位：人)

区分			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
宿泊	宿泊棟	未就学	3,066	2,951	2,816
		小学生	15,980	16,260	16,614
		中学生	12,529	13,826	13,735
		高校生	3,574	2,971	3,364
		他学生	5,159	5,729	5,478
		指導者	3,159	3,143	2,986
		他大人	9,754	7,617	9,183
		計	53,221	52,497	54,176
	テント	未就学	7	34	40
		小学生	304	217	274
		中学生	4	8	14
		高校生	157	234	164
		他学生	116	44	26
		指導者	20	33	46
		他大人	111	162	162
計	719	732	726		
日帰り	未就学	1,659	1,656	1,855	
	小学生	10,647	10,892	10,237	
	中学生	11,376	12,530	13,576	
	高校生	3,693	2,619	2,947	
	他学生	3,240	3,204	3,797	
	指導者	2,776	2,901	3,281	
	他大人	6,163	5,727	6,609	
	計	39,554	39,529	42,302	

3 月毎利用者数

(単位：人)

平成 24 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	7,459	7,862	7,091	6,881	7,948	3,248	3,215	2,074	1,348	1,698	1,752	3,364	53,940
日帰り	6,558	8,093	6,479	4,138	2,437	2,588	3,105	1,872	849	941	1,120	1,374	39,554
合計	14,017	15,955	13,570	11,019	10,385	5,836	6,320	3,946	2,197	2,639	2,872	4,738	93,494

平成 25 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	6,828	8,465	7,676	6,582	8,129	3,443	2,622	1,988	1,615	381	1,751	3,749	53,229
日帰り	5,847	8,205	6,855	4,188	2,862	2,424	2,578	2,916	888	511	974	1,281	39,529
合計	12,675	16,670	14,531	10,770	10,991	5,867	5,200	4,904	2,503	892	2,725	5,030	92,758

平成 26 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	6,985	9,411	7,392	6,629	8,213	4,084	3,043	1,633	1,236	806	1,594	3,876	54,902
日帰り	6,648	9,039	7,255	4,407	2,145	3,170	3,335	2,348	882	598	1,042	1,433	42,302
合計	13,633	18,450	14,647	11,036	10,358	7,254	6,378	3,981	2,118	1,404	2,636	5,309	97,204

4 食堂利用状況

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	49,564	49,567	45,609
売上 (円)	98,195,199	94,955,017	104,269,254

5 外部委託の状況

(単位：円)

業務名	再委託業者	契約金額
専用水道施設維持管理業務	西原環境	4,206,027
受水槽・高架水槽清掃業務	西原環境	203,040
浄水設備・汚濁度計点検	西原環境	313,200
汚泥搬出業務	辻義設備	194,400
汚水処理施設維持管理業務 浄化槽濃度測定業務	辻義設備 ケイ・エス分析センター	1,879,200
消防用設備点検業務	三和管財	702,000
LP ガス強制気化装置 (ペーパーライザー) 保守点検業務	昭栄ガス	81,000

ガス温水器排ガス測定業務	興和化学	162,000
自家用電気工作物保安管理業務	関西電気保安協会	377,520
温水ヒーター（ボイラー）運転・点検業務	三和管財	3,702,866
浄化槽検査業務	環境水質指導協会	17,000
公用車点検	トヨタ商事	880,000（大阪府の貸与品）
敷地内除草業務	森林組合	350,000
特別清掃業務	三和管財	796,424
灯油地下タンク保守点検業務	日本エンジニアサービス	54,000
特定建築物点検	三宮ビルメンテナンス	100,440
植栽・山林管理業務	森林組合	26年度は自前で実施
害虫・鼠防除業務	三和管財	442,800
防火対象物点検	三和管財	140,400
空気環境測定	三和管財	453,600

6 収支状況

（単位：千円）

	年度	24年度	25年度	26年度
	宿泊部門収入	66,901	65,521	71,458
	食堂部門収入	98,196	94,956	104,270
総収入 A		165,097	160,477	175,728
事業費用 B		225,499	219,337	234,392
	人件費	105,709	100,319	102,503
	光熱水費	26,963	27,922	28,593
	消耗品費	3,154	3,731	4,648
	宣伝費	527	448	338
	原材料費	60,553	60,795	64,454
	修繕費	2,007	968	6,481
	手数料	103	110	168
	委託料	10,557	10,337	10,929
	公租公課費	5,564	5,370	8,533
	賃借料	1,955	1,842	1,776
	施設整備費	2,655	1,130	2,963
	その他	5,752	6,365	6,572
損益 A - B		▲ 60,402	▲ 58,860	▲ 58,664
委託料		63,747	63,193	64,412

7 平成26年度の実施事業

月	日	事業名	対象 定員	参加費	参加者数
4月	12日(土)	自然をまるかじり!シリーズ① 春の訪れ つくしを食べよう	家族 30人	大人900 小人500 別途材料費	8家族27人
5月	3日(土)～ 5日(月)	そぶらの森 里山自然遊び塾① 春のファミリーキャンプ	家族 60人	大人18,000 小人3,000 3歳以下500	13家族53人
	17日(土)～ 18日(日)	フォレストジュニアクラブ 第1回	小学3～6年生 24人	8,500	25人
6月	13日(土) 14日(日) 15日(月)	ホテル観賞の夕べ	各回30人	大人400 小人250 3歳以下50	20家族77人
7月	5日(土)	自然をまるかじり!シリーズ② 初夏のヤマモモを食べよう	家族 30人	大人900 小人500 3歳以下50	
	19日(土)～ 20日(日)	フォレストジュニアクラブ 第2回	小学3～6年生 24人	8,500	32人
8月	7日(木)～ 10日(日)	中高生チャレンジキャンプ (台風接近で9日打ち切り)	中学生～高校生 14人	中学生20,000 高校生23,000	中学生4人 高校生0人
※	18日(月)～ 24日(日)	長期宿泊体験事業 子どもワイルドキャンプ	小学4～中学生 24人	19,800	24人
9月	20日(土)～ 21日(日)	フォレストジュニアクラブ 第3回	小学3～6年生 24人	8,500	21人
	20日(土)	自然をまるかじり!シリーズ③ 食欲の秋 山の恵みを食べよう	家族 30人	大人900 小人500 3歳以下50	7家族29人
10月 ※	4日(土)～ 5日(日)	森とともにだちになろう 森の絵本づくり 協力:大阪府立中央図書館 大阪国際児童文学振興財団	小学～中学生 15人 家族 30人	大人6,500 小人5,500 3歳未満400	4家族4人 小学生7人
※	11日(土)	子どもゆめ基金助成事業 乗馬体験と臨床動作法	知的障がいのある 幼児・児童・生徒と その家族 60人	3,000	13家族35人
11月	9日(日)	自然の家オープンデー 共催:奥貝塚ゆったりウォーク	どなたでも	無料開放	221人
※	15日(土)	第11回大阪アドプトフォレスト	小学4～中学生を 含む家族 50人	無料	18家族54人
	22日(土)～ 23日(日) 宿泊・日帰り	和泉葛城山ナイトハイキング	小3～一般 30人	大人2,500 (1,000) 小人1,500 (500)	宿泊6家族 14人 日帰り10家族 30人
	29日(土)	自然をまるかじり!シリーズ④ 冬への備え 手作り味噌を作ろう	家族 30人	大人900 小人500 別途材料費 3,500	6家族20人
12月	6日(土)～ 7日(日)	フォレストジュニアクラブ 第4回	小学3～6年生 24人	8,500	26人
	13日(土)～ 14日(日)	ツリーイングクライマー資格認定講習 T-1	18歳以上	36,000	13人
	20日(土)～ 21日(日)	ツリーイングクライマー資格認定講習 T-2	18歳以上	36,000	7人
	14日(日)	そぶらの森 里山自然遊び塾 ② 森のクリスマス	家族45人	大人2,200 小人1,100 3歳以下50	11家族31人
	21日(日)	家族で焚き火を楽しもう	家族60人	大人400 小人250 3歳以下50	9家族31人
1月	17日(土)	自然をまるかじり!シリーズ⑤ 番外編 くん製をつくろう	家族100人	大人900 小人500 別途材料費400	26家族77人
	17日(土)～1 8日(日)	グローイングアップ・ワイルド指導者養成講習	18歳以上	宿泊13,980 日帰り8,500	8人
	24日(土)～2 5日(日)	フォレストジュニアクラブ 第5回	小学3～6年生 24人	8,500	19人
1月 2月	1/11～2/22の毎 日曜日	家族で焚き火を楽しもう (うち2回は雨天中止)	家族60人	大人400 小人250 3歳以下50	50家族 203人
3月	8日(日)	乗馬体験と臨床動作法	知的障がいのある 幼児・児童・生徒と その家族 60人	3,000	22家族 70人
	14日(土)～1 5日(日)	フォレストジュニアクラブ 第6回	小学3～6年生 24人	8,500	23人
	21日(土)～ 22日(日)	遊びの達人	18歳以上	8,500	17人
	1/17～3/29の期 間に7回	自然と文化のコラボレーション コスプレの森	100人	宿泊大人4,500 小人3,500 日帰り大人500 小人300	137人

※府主催事業

利用料金等

自然の家条例に規定する利用料金の上限額

区分		単位	金額	
利用するものの構成員	利用形態		(円)	
児童、生徒等	宿泊	宿泊棟	一人一泊	530
		テント	一人一泊	410
	日帰り	一人一日	160	
その他の者	宿泊	宿泊棟	一人一泊	1,100
		テント	一人一泊	810
	日帰り	一人一日	310	

※ 「児童、生徒等」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずるものをいう。

現行の利用料金

区分		単位	金額		
利用するものの構成員	利用形態		大阪府	大阪府以外	
児童、生徒等	宿泊	宿泊棟	一人一泊	530	680
		テント	一人一泊	410	520
	日帰り	一人一日	160	200	
その他の者	宿泊	宿泊棟	一人一泊	1,050	1,360
		テント	一人一泊	810	1,040
	日帰り	一人一日	310	400	

1泊：15時～翌15時 日帰り：10～17時

その他の現行の料金（府に届け出が必要）

○食費

食堂	(円)	野外炊飯
朝食	500	カレーライス・焼きそば・豚汁等 (510円～) バーベキュー (1,030円～)
昼食	640	
夕食	850	

○宿泊利用の場合 シーツクリーニング代：180円
冷房代：160円（使用する場合）

○野外炊飯を行う場合 まき、しば代：各1束 390円

府の公の施設の指定管理者として果たしていただく責務

府の公の施設として、自然の家の指定管理者の業務を行うにあたり、次の1～10について遵守していただきます。

1 個人情報保護の取扱い

指定管理者が行う業務に係る個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第53条の3の規定により、条例第2章（府が取り扱う個人情報の保護）の規定が適用されます。

《指定管理者に適用される主な規定の内容》

① 収集の制限（第7条）

- a 収集目的の明確化、必要な範囲内の収集（第1項）
- b 適法かつ公正な手段による収集（第2項）
- c 本人収集の原則（第3項）
- d 本人に対する利用目的の明示の努力義務（第4項）
- e センシティブ情報収集の原則禁止（第5項）

※ センシティブ情報とは

- ・ 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

② 利用及び提供の制限（第8条）

- a 収集目的以外の利用・提供の原則禁止（第1項）
- b 提供先に対し、個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずることを求める等の義務（第2項）
- c オンライン提供の原則禁止（第3項）

③ 適正な管理（第9条）

- a 正確かつ最新の状態に保持する努力義務（第1項）
- b 漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第2項）

④ 委託に伴う措置（第10条）

- a 指定管理者が個人情報を取り扱う事務を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じる義務（第1項）
- b 指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第2項）

2 情報公開への対応等

指定管理者は、自然の家の管理運営業務に関し、府が定める下記の資料を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

《情報公開について》

府に提出していただく申請書類等は、情報公開請求の対象となります。

また、提出書類中、府が定める資料については、大阪府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにしていただきます。（府では、担当課・府政情報センターで閲覧できるようにし、⑤は府のホームページにも掲載します。）

※府が定める資料

- ①指定管理者指定申請書、②事業計画書（事業開始時）、③収支計画書、
- ④管理体制計画書、⑤契約書、⑥事業報告書、⑦事業計画書（年度毎）

3 労働関係法令の遵守

指定管理者は、自然の家の管理運営に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律ほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、
労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

4 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、設置していただきます。

《一定規模の事業所とは》

- ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

5 人権研修の実施

指定管理者は、自然の家の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

6 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、施設の立地・構造を十分にふまえた防災・安全対策を講じるとともに危機管理対応マニュアルを策定し、府に提出してください。また、緊急連絡体制の整備や訓練の実施、消防・警察等の関係機関との連携強化など、必要な危機管理体制を確立してください。さらに、危機管理体制の点検を随時行い、必要に応じ危機管理マニュアルの見直しをしてください。

7 府が実施する事業への協力

府が実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。

例：大阪府障がい者サポートカンパニー制度への登録、男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言、行祭事イベント、要人案内等

なお、指定管理者が実施する利用者アンケートとは別に、府が原則3年に1度、実施する利用者満足度調査に協力をしていただきます。

8 知的障がい者の継続雇用の取組み

自然の家では、知的障がい者が1名（週の総労働時間は30時間）清掃業務に従事しています。指定管理者は、同様の体制を維持して清掃業務を行ってください。

なお、その際、当該施設で清掃業務に従事する知的障がい者が引き続き就業を希望している場合は、その意向を尊重してください（雇用方法については別途提案していただきます。）。

知的障がい者の雇用に当たっては、現に当該障がい者の就労支援を行う支援機関と連携の上、就労、職場定着支援に努めてください。

9 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応

府は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）の規定により、所有する資産についてエネルギー管理を行い、国に報告書等を提出する義務が課されています。

指定管理者制度導入施設についても、同法が適用されることから、以下の点について対応していただきます。

① 管理する施設ごとに前年度分の年間エネルギー使用量を把握の上、所定の様式に記入し、毎年府に報告してください。

＊ 同法により既にエネルギー管理指定工場に指定されている施設は、従来どおり法が求める報告書等を作成し、府に提出してください。

② 省エネ法の趣旨を理解し、府が実施する省エネ施策に協力してください。

10 再委任又は再請負について

府は、業務の委任又は請負を行う際、府の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしています。再委任又は再請負を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。

施設の効用を最大限発揮するための方策

1 施設の維持及び補修に関する提案

施設については、「大阪府立少年自然の家管理運営業務要求水準書」に従い、維持していただきますが、建設後30年が経過していることから、施設・設備の改修・更新の必要性が高まっています。このため、別紙6に示すリスク分担を踏まえつつ、施設の維持管理計画や危機管理体制について提案いただくとともに、保守点検や施設・設備の管理・更新について、実施手法の工夫や新たな手法があれば提案してください。

2 利用促進に向けた施設サービスの向上に関する提案

10年間における施設利用者数の増加を図るために行う、施設・設備の改修、又は備品の購入等の投資について、提案してください。

これは毎年度、指定管理者の発意により、リスク分担に基づき実施いただく維持補修とは別に、利用率の向上という施設の有する課題に対応するために必要な投資について提案いただくものです。

なお、投資により購入した備品は指定管理期間終了時に府に引き渡すこととします。

(1) 投資内容

内容と併せて、金額、期待できる効果（閑散期での効果を含む）、対象とする利用者層を提案してください。

(2) 投資時期

投資は、平成28年度から実施し、遅くとも平成32年度末までに完了するよう年次計画に基づき提案してください。

(3) 投資額及び回収計画

総額1,500万円以上の提案を応募要件とします。なお、投資にかかる経費に府が支払う委託料をあてることはできません。利用者数の増加に伴う収益から回収できるよう、事業計画、収支計画を策定してください。

また、提案した内容の投資額が提案金額を下回った場合は、府と協議のうえ、提案金額以上となるよう追加投資を行っていただきます。

なお、提案による投資以外に、利用促進に向けた自主的な投資を行うことも可能ですが、その場合、費用計上は認めないものとします。

3 利用促進に向けたその他のサービス向上方策の提案

閑散期をはじめとする利用者数の増加のための広報戦略や、サービスの向上方策について具体的に提案してください。

4 府主催プログラムの実施に関する提案

府主催事業として、多様化、複雑化する今日的な教育課題に対応するため、各分野の専門家や関係機関・団体等と連携して、自然体験、生活体験、交流体験といった体験活動を組み込んだ以下の分野のプログラムを企画・実施してください。

① 新たな教育課題への対応

障がい者、不登校、児童虐待など学校や家庭だけでは解決が困難な課題に対応した体験活動の実施について、対象者、実施規模（参加人数）、実施回数（3回以上）、実施内容（専門機関等との連携を含む）見込まれる効果を提案してください。

② 長期宿泊体験

子どもたちの社会性の育成や適切な人間関係の習得等のため、長期宿泊体験により集団生活の中で協調性、自律性を育むことが効果的であることから、原則として小学生を対象とする3泊4日以上宿泊体験プログラムについて、対象者、参加規模（参加人数）、実施回数（1回以上）、実施内容、見込まれる効果を提案してください。

③ 読書活動と結びついた自然体験の推進

読書活動の推進は、子どもの「生きる力」をはぐくむために不可欠であり、また、就学前から中学時代までの読書活動と体験活動の両方が多い高校生・中学生ほど、自尊感情・共生感等の現在の意識・能力が高いとの国立青少年教育振興機構の調査研究結果が出ています。子どもが、読書活動と自然体験活動の両方に親しむきっかけづくりとなる事業について対象者、参加規模（参加人数）、実施回数（1回以上）、実施内容、見込まれる効果を提案してください。

5 利用者満足度等の把握及び施設の管理運営等への反映

利用者の満足度及び利用団体の活動目標の達成度の把握方法とともに、それに対する分析・評価及び、施設の管理運営やサービスの向上、指導助言、実施プログラム等への反映について、具体的に提案してください。

6 施設の設置目的に応じた自主事業の実施に関する提案

施設の設置目的に応じた自主プログラムを実施する場合は、その内容について具体的に提案してください。青少年はじめ多様な層の利用の促進につながる魅力的なプログラムを実施していただき、利用者数の増加、特に閑散期における利用者数の増加に寄与していただけることを期待しています。

- ① 事業のコンセプト及びターゲット
- ② 事業内容（対象、時期、内容、参加料等）

7 上記6以外の自主事業の実施に関する提案

施設の設置目的を損なわない範囲で、自主的に収益事業を実施する場合は、以下について提案してください。

- ① 事業のコンセプト及びターゲット
- ② 事業内容

8 施設利用者数目標（10年間）

上記1から7の提案を踏まえ、10年間の施設利用者数の増加目標を設定し、平成27年度の利用者見込数（宿泊、日帰り計10万人）からの増加数を年次毎に提案してください。なお、内数で閑散期（11月～2月）の人数を提案してください。

【リスク分担表】○印が、リスク負担者

種類	内容	負担者	
		大阪府	指定管理者
法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
金利・物価	金利および物価の変動(*1)		○
許認可の取得	管理運営業務に必要な許認可取得の遅延		○
資金調達	必要な資金確保		○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
管理運営業務および事業の中止・延期	教育委員会の責任による中止・延期	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	上記以外の場合		○
応募コスト	応募コストの負担		○
引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
	教育委員会の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
	施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
	施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修	○	
	指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	大規模な災害を原因とする施設・設備・外構の補修	○	
	第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修		○
宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
資料の作成	教育委員会の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
運営の改善	指定管理者評価委員会(*2)の意見等に基づき、大阪府として改善が必要と決定したもの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

(*1) 通常の範囲内のインフレ（経済成長、通貨供給拡大等）、デフレについては指定管理者の負担とし、急激でかつ通常予測不能な物価変動については協議によりリスクを分担する。

(*2) 指定管理者評価委員会とは、大阪府附属機関条例（昭和27年12月22日大阪府条例第39号）第2条第2項で設置される委員会をさすものとする。

審査基準

- I 自然の家の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか。
- II 自然の家の効用を最大限に発揮させることができるか。
- III 自然の家の管理運営業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有しているか。
- IV 自然の家の管理に係る経費の縮減を図ることができるか。
- V その他、大阪府施策との整合など自然の家の管理に際して必要とする取組みを行っているか。

評価方針	評価項目	点数
I 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【2点】	(1) 施設の設置目的及び管理運営方針	1点
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	1点
II 施設の効用を最大限発揮するための方策 (個々事業についての取組み内容や手法・実施体制の適切さ) 【27点】	(1) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	22点
	(2) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	(3) 施設の維持管理の内容、適格性（有資格者の配置、質の確保）及び実現の可能性	5点
III 適正な管理業務（全般）の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【11点】	(1) 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	3点
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	4点
	(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤	4点
IV 管理に係る経費の縮減に関する方策 【50点】	施設の管理運営に係る経費、納付金等の内容 満点×（提案価格のうち最低の価格／提案価格）＝得点 ※参考価格を上回る提案は原則として0点とする。	50点
V その他管理に際して必要な事項 【10点】	府施策との整合 <ul style="list-style-type: none"> ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 5点 <ul style="list-style-type: none"> 就職困難層への雇用・就労支援（2点） 障がい者の実雇用率（1点） 知的障がい者の清掃現場就業状況（2点） ・府民、NPOとの協働 2点 ・環境問題への取組み 2点 	10点

※ 府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援（2点）についての配点の内訳は下記のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ・ホームレス自立支援センター ・地域若者サポートステーション※ <p>のいずれかの活用による就職困難者の雇用を評価する。</p> <p>※ 但し、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入の有無 	<p>雇用者1名+C-STEP加入⇒ 1点</p> <p>雇用者2名⇒ 1点</p> <p>雇用者2名+C-STEP加入⇒ 2点</p> <p>雇用者3名以上⇒ 2点</p> <p>（以上、2点を上限）</p>
--	---

※ 就職困難者の雇用については、原則として既存雇用としますが、新規雇用の場合も可とします。（既存雇用は、平成23年4月1日以降に雇用され、平成27年8月1日現在在職している者を対象とします。また、新規雇用の場合、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行することが必要です。なお、実際の雇用に当たり、活用予定のセンターの変更は可とします。）

※ 就職困難者の雇用は、常時雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する者を除きます。なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。

- ・1週間当たりの労働時間が30時間以上であること。
- ・雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。（すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれること）
- ・各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険等）に加入していること。

※（一社）おおさか人材雇用開発権センター（C-STEP）：大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者

就職困難者への雇用・就労支援について、提案いただく場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
- ・また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告すること。

※ 障がい者の実雇用率については、平成27年6月1日現在で、障がい者雇用率（法定雇用率）を超えている場合に1点付与します。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。

- ※ 知的障がい者の清掃現場就業状況の取扱いについては、以下のとおりとします。
 - ・本人に継続雇用の希望がある場合は、継続雇用を行うこと。
 - ・本人に継続雇用の希望がない場合は、現行と同様の体制を維持すること。
- ※ 「現行と同様の体制を維持する提案」の内容については、現行の週の労働時間を維持しているかどうかで判断する。ただし、現行で週30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は引き続き週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持すること。

なお、知的障がい者の清掃現場就業状況について、提案いただいた場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の知的障がい者の清掃現場就業の状況について、「知的障がい者の清掃現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
- ・また、年度途中における雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「知的障がい者

審査細目

評価方針	評価項目	配点	評価細目	
I 平等な利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【2点】	(1)施設の設置目的及び管理運営方針の理解	1	①施設のコセプトを理解しているか ②府の管理運営方針と事業者が提案した管理運営方針が合致するか	
	(2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	1	①事業等の内容が施設の設置目的に合致した平等利用を担保する内容となっているか ②高齢者・障がい者・外国人等に対する利用方針について適切な提案がなされているか	
II 施設の効用を最大限発揮するための方策（個々事業についての取組み内容や手法・実施体制の適切さ） 【27点】	施設・設備への投資	内容	6 ①利用者増に寄与する内容となっているか ②特に開館期の利用者増に寄与する内容となっているか ③実施時期は適当か ④実施体制は実現可能か ⑤施設・設備の改修・整備、備品の購入による効果は十分か（費用対効果） ⑥利益の向上方策は適切か	
		金額	3 3×（提案金額/提案最高金額）	
	(1)利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	主催プログラム	2	①施設のコセプトにあった企画が提示されているか ②所定の回数を充足しているか ③対象・募集人数は適切か ④教育効果は十分か
		広報・情報発信	3	①広報手段は豊富か ②広報先は適切か ③広報内容は効果的か ④学校に対する営業活動は十分か ⑤講師派遣等の活動計画はあるか
	(2)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	利用者サービス向上	3	①利用者サービス向上に資する提案がされているか ②管理運営事業への反映方法が提案がなされているか ③教職員等団体指導者へのサポートは十分か ④アメニティの内容は適切か ⑤食堂は利用者に対応したメニューとなっているか
		自主事業	3	①事業のコセプトとターゲットは魅力的か ②施設や機能を活かしたプログラムとなっているか ③青少年向けの自然体験活動プログラムは含まれているか ④利用者増に寄与する内容となっているか ⑤事業内容は実現可能か
		利用者満足度調査等	2	①利用者満足度調査等のPDCAサイクルが確立できているか
(3)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		5	①維持管理の内容は適切か ②施設管理計画は適切か ③安定した施設運営の実現が可能か ④施設の維持管理の効率化にかかる工夫はあるか ⑤危機管理マニュアルや緊急連絡体制は整備されているか ⑥施設の規模・機能にみあった管理体制が確保されているか ⑦施設管理に関する経費の計上は適切か	
III 適正な管理業務（全般）の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【11点】	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	3	①事業計画、収支計画、管理体制計画の間の整合性は図られているか ②各部門と管理運営業務全体の収支計画の整合性は図られているか ③自主事業の実施による収入確保やコスト削減についての取組みは適切か ④収支計画の実現可能性はあるか ⑤指定管理者自らによる什器備品の設置・改修が提案されている場合、資金の調達方法に実現性はあるか	
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	4	①管理運営業務全体として職員体制は適切か ②主要な部門に適切な人員が配置されているか ③類似事業の実績があるか ④職員採用、確保の方策は適切か（継続雇用等の視点） ⑤職員の指導育成、研修体制は十分か ⑥業務引継ぎの計画は適切か	
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	4	①運営基盤として、提案事業者の経営規模、事業規模、組織規模等は十分か ②運営基盤として、提案事業者の財務状況は適正か ③構成法人内で、事業実施について意思決定がされているか ④共同事業体を形成する場合、構成法人内で意思決定がされているか	
IV 管理に係る経費の縮減に関する方策 【50点】	施設の管理運営に係る経費等の内容	50	50点×（提案価格のうち最低価格/提案価格）＝得点 ただし、参考価格を上回る提案は原則して0点とする。	
V その他管理に際して必要な事項 【10点】	(1)府施策との整合	1	①府施策や公益事業への協力が示されているか	
		5	②行政の福祉化	
		2	ア 就職困難層への雇用・就労支援 ・次のいずれかの活用により就職困難者を雇用しているか 地域就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター、ホームレス自立支援センター ・おおさか人材雇用開発人権センター（C-S t e p）事業への加入の有無	
		5点の配点	1 イ 障がい者雇用率が2.0%を超えているか（平成27年6月1日現在）	
	(2)府民、NPOとの協働	2	ウ 知的障がい者の清掃現場就業状況 ・雇用の提案がされているか ・就業時間数が確保されているか ・支援体制が確保されているか	
		1	①ボランティア・NPO等との協働事業の実施 ボランティア・NPOとの協働事業を採用するなど、NPO等の積極的な参画を図っているか（当該施設の設置目的に沿って、応募者から提案される自主事業を含む）	
	1	①施設の運営への府民参加機会の確保 府民・NPOが施設のサービス向上に関する提案を行える機会を設けるなど、施設運営に府民・NPOの参加を求める取組みがなされているか		

指定管理運營業務評価票（案）

※実際の評価票は、外部の有識者による大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会にて策定します。府はこの評価票の評価基準に基づき、毎年度、大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会の意見を踏まえ、評価を行います。

評価は、S（優良）、A（良好）、B（ほぼ良好）、C（要改善）の4段階評価で行います。

		評価基準（評価小項目）	備考
I 管理運營業務にかかる提案の履行状況に関する項目	(1) 施設の設置目的及び管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・府が提示した施設のコンセプト及び管理運営目標に則り、運営がなされているか。 ・法令遵守の取組み状況は適切か。 	
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用承認、事業の実施等において平等利用が確保できているか。 ・障がい者、高齢者、外国人に対する誘導案内等の配慮は適正か。 	
	(3) 利用者の増加やサービス向上を図るための具体的手法・効果	①日帰り・宿泊合計の年間利用者数 [目標] ・提案時の目標利用者数に対する実績評価	5年目終了時以降に、やむを得ない事情がなく、H27の利用者実績を下回る場合は「C（要改善）」とする。
		②施設・設備への投資について ・収支計画の通り進めているか ・事業計画の通り進めているか ・投資の効果を発揮できる広報計画、事業計画となっているか	
		③主催プログラムの実施 ・プログラムが実施できているか ・広報手段は適切か ・参加者の満足度は高いか	
		④広報・情報発信 ・多様な広報手段により幅広い府民に広報が行われているか。 ・利用者の増加に直結する広報先に効果的な広報を行っているか。 ・学校に対する営業活動を積極的に行っているか。 ・講師派遣や出前事業等、外部にて野外活動スキルの普及に努めているか	
		⑤サービス向上のための取り組み ・利用者の増加につながっているか ・アメニティが向上しているか ・教職員等団体指導者へのサポートは十分か ・食堂は利用者に対応したメニューが考えられているか	

		評価基準（評価小項目）	備考
	(4) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・補修を行うにあたり、必要な資格を備えているか。 ・点検等の結果、改善事項等が見つかった場合は、重要度緊急度に合わせた的確な対応を行っているか 	
	(5) 府施策との整合	以下計画の実施状況とその効果 <ul style="list-style-type: none"> ・府・公共事業協力等について ・知的障がい者の就業（委託先での雇用） ・府民・NPO 等との協働事業 ・府民・NPO による提案 環境問題への取組み	
Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項	(1) 利用者満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度や利用団体の活動目的の達成度を適切に把握しているか。 ・上記満足度調査等の結果分析、評価及び改善に向けた取組み状況が適切か。 	
	(2) 自主事業	①施設の設置目的に応じた事業 <ul style="list-style-type: none"> ・施設や機能を活かしたプログラムとなっているか ・事業計画通り実施できているか ・実施回数は適切か ・教育効果は十分か ②その他の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者増（特に閑散期における利用者増）に寄与する内容となっているか ・幅広い層の利用促進につながっているか 	
	(3) その他創意工夫	その他、指定管理者から提案のあったサービス向上につながる取組み、創意工夫が実施されているか。	
Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の程度	事業収支は計画と大きな違いがないか。	
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な人員数は確保できているか ・従事者への管理監督体制・責任体制は適切か ・研修等職員のスキルアップの機会が設けられているか 	
	(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤	法人の経営状況 経営規模 健全な財務状況 等	